

岩倉市低所得妊婦の初回産科受診料助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得世帯に属する妊婦の経済的な負担を軽減するため医療機関における妊娠の判定に係る診察及び検査（以下「妊娠判定検査」という。）に要する費用を助成する岩倉市低所得妊婦の初回産科受診料助成事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市販の妊娠検査薬で陽性を確認した者であって、医療機関において妊娠判定検査を受診した日及び第4条の申請の日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき岩倉市の住民基本台帳に記載されている者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市民税非課税世帯に属する者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯に属する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(助成の対象及び限度額)

第3条 助成の対象となる費用は、助成対象者が医療機関において保険外診療で行った妊娠判定検査（令和6年4月1日以降に受診したものに限り。）に係る費用とする。

2 助成金の額は、1回の妊娠につき10,000円を限度とする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市低所得妊婦の初回産科受診料助成申請書兼請求書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、妊娠判定検査を受診した日の翌日から1年を経過する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 医療機関が発行する初回の産科受診料の領収書（原本）及び診療明細書
- (2) 助成金の振込口座が確認できる書類
- (3) 本人確認書類
- (4) 課税証明書（申請書を提出する年の1月1日時点で岩倉市以外に住民登録がある者に限り。）

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成の決定をしたときは岩倉市低所得妊婦の初回産科受診料助成承認決定通知書(様式第2)により、不支給を決定したときは岩倉市低所得妊婦の初回産科受診料助成不承認決定通知書(様式第3)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成を決定したときは、申請者に対し、速やかに助成金を支給するものとする。

(助成の決定の取消し)

第6条 市長は、前条第1項の規定による助成の決定を受けた者が偽りその他の不正の手段により助成を受けたときは、その承認を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により承認を取り消した場合において、既に助成金が支給されているときは、当該者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。